

災害廃棄物安全評価検討会（第9回） 議事要旨

日時：平成23年11月15日（火）13:30～16:00

場所：ホテルフロラシオン青山 はごろも

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員

オブザーバー：経済産業省 原子力安全・保安院 放射性廃棄物規制課 塩崎課長
厚生労働省 労働基準局安全衛生部労働衛生課 安井中央労働衛生専門官
福島県 生活環境部 小牛田環境回復推進監
独立行政法人原子力安全基盤機構 廃棄物燃料輸送安全部 加藤部長
独立行政法人日本原子力研究開発機構
安全研究センター廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹
財団法人日本環境衛生センター 企画部 齋藤特別参事
財団法人日本分析センター 池内理事

環境省：南川事務次官、谷津官房長

鷺坂水・大気環境局長、弥元現地対策本部長

廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長

廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 山本課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

※会議は非公開で行われた。

議 題

1. 開会

ア. 谷津官房長から挨拶。

2. 省令で定める基準等について

(1) 放射性物質汚染対処特措法基本方針について

ア. 環境省から、資料3に基づき、放射性物質汚染対処特措法基本方針について説明があった。

イ. 委員から、中間貯蔵施設は福島県のみ設置するのか、中間貯蔵施設に係る費用は東京電力に求償するのかなどの質問が出たところ、環境省から、福島県のみで設置予定、費用は求償できると考えているとの説明があった。

(2) 放射性セシウムに関する調査について

ア. 委員から、資料4-1、4-2に基づき、逐次抽出試験による放射性Csの存在形態の推定、最終処分場浸出水処理施設における放射性セシウムの挙動について説明があった。

イ. 委員から、資料4-1について調査データの代表性について質問があり、委員から、今後データを増やしていきたいと説明があった。

(3) 焼却施設及び埋め立て処分場での測定結果について

- ア. 環境省から、資料 5、6 に基づき、焼却施設及び埋立処分場での放射性物質の測定結果、及び排ガスの安全性について説明があった。
 - イ. 委員から、排ガスの除去率を計算する際は、ろ紙部だけでなく、ドレン部、活性炭部も含めて考慮することが適切との指摘があり、環境省から、検討したいとの発言があった。
 - ウ. 福島県から、放射性物質濃度が高い排水について対策の有無に関して質問があり、環境省から、自治体において既に対策を開始しており、対策効果が出始めているとの説明があった。
 - エ. 委員から、焼却施設の排水量を減らす対策に関して、施設自体に過剰な負担がかかる場合があり、注意が必要との指摘があった。環境省から、資料 4-2 などを参考に対応したいと発言があった。
- (4) 放射性物質汚染対処特措法の省令事項素案等について
- ア. 環境省から、資料 7、8、9 に基づき、放射性物質汚染対処特措法における安全確保の考え方、省令事項素案、特定廃棄物処理基準の適用について説明があった。
 - イ. 厚生労働省から、安全評価において内部被ばくも考慮されているのかとの質問があり、環境省から、考慮しているとの説明があった。
 - ウ. 委員から、8,000Bq/kg 以下の汚染レベルの低い廃棄物について遮断型処分場で処分する可能性があるのかとの質問があり、環境省から、基本的には想定されないとの説明があった。
 - エ. 委員から、神奈川県は特定一般廃棄物等の対象県にはならないのかとの質問があり、環境省から、8,000Bq/kg を超える焼却灰等が発生するおそれのある地域と空間線量率のマップから対象地域を選定したとの説明があった。
 - オ. 委員から、収集運搬の基準の根拠に関する質問があり、環境省から、IAEA や原子炉等規制法などの規制を参考にしたとの説明があった。
 - カ. 委員から、特定廃棄物を安定型処分場に処分するかどうかについて質問があり、環境省から、対策地域内廃棄物でも放射性物質の濃度が低いなど一定の条件を満たせば、安定型処分場での処分も可能との説明があった。
 - キ. 厚生労働省から、電離放射線障害防止規則や新たな除染等作業のための規則と、環境省令との連携を図っていきたいとの説明があった。
 - ク. 福島県から、警戒区域が解除された後、区域内で生じた廃棄物について、市町村で一般廃棄物の処理が困難な場合はどのように対応するのかとの質問があり、環境省から、市町村と調整しながら対応するとの説明があった。
3. 広域処理の推進に係るガイドラインについて
- ア. 環境省から、資料 10 に基づき、広域処理推進ガイドラインの改定について説明があった。
 - イ. 委員から、再生利用におけるクリアランスレベルの 100Bq/kg の考え方は、一部でも 100Bq/kg を超えていれば基準を満たしていないというのではなく、全体の平均的な濃度で 100Bq/kg 以下を満たしていればよいとの指摘があった。
 - ウ. 委員から、広域処理を滞らせないために国はどのような対応を考えているのかとの質問があり、環境省から、情報発信を強化し、分かりやすいパンフレットを作成していきたいとの説明があった。
 - エ. 広域処理のガイドラインの改定の方向性について委員会として了承された。
4. その他
- ア. (独)日本原子力研究開発機構から、資料 11-1、資料 11-2 に基づき、災害廃棄物等の処理・処分における放射性物質による影響の評価に関して正誤表と結果の整理について説明があった。

配付資料

- 資料 1 第 9 回災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
 - 資料 2 第 8 回検討会議事要旨
 - 資料 3 放射性物質汚染対処特措法基本方針について（報告）
 - 資料 4-1 逐次抽出試験による放射性 Cs の存在形態の推定
 - 資料 4-2 最終処分場浸出水処理説における放射性セシウムの挙動
～ゼオライトによる浸出水処理に関するカラム試験～
 - 資料 5 焼却施設及び埋立処分場での測定結果について
 - 資料 6 放射性物質を含む廃棄物の焼却処理における排ガスの安全性について
 - 資料 7 放射性物質汚染対処特措法における安全確保の考え方
 - 資料 8 放射性物質汚染対処特措法 省令事項素案について
 - 資料 9 特定廃棄物処理基準の適用について
 - 資料 10 広域処理推進ガイドラインの改定について
 - 資料 11-1 福島県の浜通及び中通り地方（避難区域及び計画的避難区域を除く）の災害
廃棄物の処理・処分における放射性物質による影響の評価について
 - 資料 11-2 災害廃棄物の処理・処分のシナリオに対する線量評価結果の整理
-
- 参考資料 1 警戒区域、計画的避難区域及び特定避難勧奨地点がある地域の概要図
 - 参考資料 2 文部科学省による航空機モニタリングの測定結果について
 - 参考資料 3 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処
において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について